



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成28年3月1日

担当	埼玉労働局 雇用均等室
	室長 布川 裕子
	地方育児・介護休業指導官 大津 洋子
	電話 048-600-6210

「行動計画策定届」の特別受付窓口を設置

～女性活躍推進法に基づく届出をお急ぎください～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、従業員301人以上の企業は、平成28年4月1日までに女性活躍のための行動計画の策定、労働局への届出等を行うことが義務となります（資料1参照）。

厚生労働省埼玉労働局（局長 田畑 一雄）では、管内の義務企業の方々に対し、平成28年3月31日までに行動計画の策定、労働局への届出を行っていただくよう積極的に呼び掛けているところですが、その一環として、企業の行動計画の届出に円滑に対応できるよう「行動計画策定届」特別受付窓口を設置しています（資料2参照）。

併せて、埼玉労働局では、企業の速やかな行動計画策定、届出に資するため、随時、個別相談に対応しています。

多くの企業のご担当者の皆様の積極的なご活用をお待ちしておりますとともに、同窓口を利用して、平成28年3月31日までの届出をお急ぎください。

日時・場所 平成28年2月1日～平成28年4月1日 8:30～17:15
埼玉労働局雇用均等室（さいたま市中央区新都心11-2ラント・アクス・タワー16F）

平成28年3月18日 13:00～14:30
秩父労働基準監督署（秩父市上宮地町23-24）

届出方法 窓口受付又は郵送受付
（秩父労働基準監督署では3月18日の窓口受付のみ）



資料1 女性活躍推進法が成立しました！（チラシ）

資料2 女性活躍推進法・次世代法「行動計画策定届」特別受付窓口のご案内（チラシ）

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

＜ステップ1＞

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握**し、**課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールが厚生労働省のホームページにおいて公表されていますので、ぜひご活用ください！

＜ステップ2＞

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースが厚生労働省のホームページにおいて公表されていますので、行動計画の公表先として、ぜひご活用ください！

＜ステップ3＞

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースが厚生労働省のホームページにおいて公表されていますので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）公表項目は適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク(左図)を商品などに付することができます。



また、**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込んでありますので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15

【3月31日までに届出を行ってください!】

女性活躍推進法・次世代法「行動計画策定届」 特別受付窓口

平成27年8月に、「女性活躍推進法」が成立し、これにより、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行うこと、②女性活躍のための行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行うこと（次世代法の行動計画とは別です）、③自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが、従業員301人以上の企業には義務、300人以下の企業には努力義務となります。

また、次世代法の行動計画終期を迎える企業も県内で多数みられるところです。

そのため、埼玉労働局雇用均等室では、企業の方々が女性活躍「行動計画」の策定・届出や次世代法の次期行動計画策定・届出に円滑に対応できるよう、女性活躍推進法・次世代法の「行動計画策定届」特別受付窓口を設置いたします。是非ご利用いただき、義務企業につきましては必ず平成28年3月31日までの届出をお願いいたします。

※なお、平成28年4月1日以降に女性活躍推進法に基づく行動計画策定届の届出がない場合は、女性活躍推進法違反となり、義務企業については行政指導の対象となります。

● 開催場所等

<さいたま会場（窓口・郵送受付）>

日時：平成28年2月1日（月）～平成28年4月1日（金） 8：30～17：15

場所：埼玉労働局雇用均等室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

TEL 048-600-6210

<秩父会場（3月18日（金）のみ、窓口受付）> ※郵送での受付はしていません

日時：平成28年3月18日（金） 13：00～14：30

場所：秩父労働基準監督署 会議室

〒368-0024 秩父市上宮地町23-24

TEL 0494-22-3725

女性活躍推進法に基づく行動計画をどう立てたらよいか、お悩みの企業の方、埼玉労働局では、随時プチ説明会・個別相談会を行っていますので、ぜひご参加いただき、平成28年3月31日までの届出をお願いします。お気軽にご相談ください。

プチ説明会・個別相談会については埼玉労働局HPをご覧ください。

【埼玉労働局HP（トップページに女性活躍推進法のバナーあり）】

<http://saitama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>



次世代法の届
出も併せてお
願いします！



【行動計画策定・変更届の届出方法は・・・？】

●「特別受付窓口」に直接、届け出る場合・・・

(埼玉労働局雇用均等室・3月18日のみ秩父労働基準監督署特別窓口でも受付)

以下を持参し受付窓口へ届け出てください。「行動計画策定・変更届」は返却はいたしません。控えが必要な場合は、「行動計画策定・変更届」を2部ご用意ください。

●郵送で届け出る場合・・・(埼玉労働局雇用均等室のみ受付)

以下を埼玉労働局雇用均等室、行動計画担当者(住所は下記)あて、郵送してください。「行動計画策定・変更届」は返却はいたしません。控えが必要な場合は、「行動計画策定・変更届」2部と、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※FAXでの受付はしておりませんので、ご注意ください。

【埼玉労働局に届け出るもの】

～平成28年3月31日までに、忘れずに届け出ましょう！～

- ①一般事業主行動計画策定・変更届
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画

※届出様式は、女性活躍推進法のみのもの、次世代法のみのもの、女性活躍推進法・次世代法一体型のものがございます。届出様式を間違えないようにお願いします。(窓口届出の際には、様式を間違った場合の訂正用に、必要に応じて代表者印をご持参いただくとすぐに訂正・届出可能です。)

【届出先・送付先】

埼玉労働局雇用均等室(窓口・郵送受付)
〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2
ラント・アクセス・タワー16階
TEL 048-600-6210 FAX048-600-6230

(交通)

JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線のさいたま新都心駅を左に出で最初のビルです

JR埼京線 北与野駅から徒歩6分です

○上野東京ライン(高崎線・宇都宮線)の「快速」はさいたま新都心駅に止まりません。

○湘南新宿ライン(高崎線・宇都宮線)はさいたま新都心駅に止まりません。

○埼京線の「快速」は北与野駅に止まりません。

注) 駐車場は有料となっていますのでなるべく電車をご利用ください

秩父労働基準監督署 会議室

(3月18日の窓口受付のみ。郵送での受付はしていません。)

〒368-0024 秩父市上宮地町23-24
TEL 0494-22-3725

(交通)

秩父鉄道 秩父駅より徒歩10分です

☆女性活躍推進法関係については、埼玉労働局HPにも掲載しています!

(トップページに女性活躍推進法のバナーがあり、そこから閲覧できます!)

☆埼玉労働局雇用均等室及び秩父労働基準監督署の地図等も、埼玉労働局HPに掲載していますので窓口届出の際に、ご利用ください!

HPアドレス:

<http://saitama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>